

(別添 1)

【岐阜県垂井町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	1,907	1,846	1,766	1,695	1,630
② 予備機を含む 整備上限台数	2,193	2,032	—	—	—
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,846	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,846	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	186	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	186	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	10%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に整備した一人一台端末の使用期間が 5 年を迎え、契約期間が満了することから、令和 7 年度に全端末の更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,731 台

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：1,731 台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 8 年 1 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月 処分事業者 選定

令和 8 年 5 月 使用済端末の事業者への引き渡し